平成２８年（フ）第５号
千葉県木更津市下烏田860番地１　石塚アパート７号棟
債務者　前濵　弘行
１　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第２２号
高知市南竹島町27番地23
債務者　永吉　利帆
１　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２７号
高知市針木東町26番75号
債務者　西田　裕江
１　決定年月日時　平成28年３月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１１５号
東京都東村山市栄町２丁目11番地７ブランネージュ201
債務者　秋本　清美（旧姓三上）
１　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２６号
東京都八王子市中野上町１丁目34番12号諸星ビル402号
債務者　中村　英樹
１　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１５８号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西11―913
債務者　田中　昌子
１　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５５４号
静岡県浜松市南区小沢渡町2760番地　はまかぜ205号、前住所静岡県浜松市南区西伝寺町230番地の１　ブライトタウン西伝寺708号
債務者　谷田　　誠
法定代理人保佐人　古橋　清二
１　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
北海道旭川市緑町16丁目3012番地　小谷第２ＭＳ207号
債務者　石濱伊津子
１　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第２０９５号
大阪府守口市早苗町６番13号
破産者　株式会社東畠建設
１　破産債権の届出期間　平成28年４月４日まで
２　一般調査期日　平成28年５月16日午後２時
平成28年３月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２７０号
奈良県生駒市北大和２丁目２番地12
破産者　東畠　代次
１　破産債権の届出期間　平成28年４月４日まで
２　一般調査期日　平成28年５月16日午後２時
平成28年３月２日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４１００号
大阪府守口市南寺方南通１丁目３番12号
破産者　本吉　和朗
免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
平成28年３月２日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第１号
大分県中津市大字永添2765番地の27
清算株式会社　株式会社トップハウジング
代表清算人　狩生　孝治
１　決定年月日　平成28年３月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大分地方裁判所中津支部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第２００９号
東京都港区元赤坂１丁目１番15号
清算株式会社　ニュー東京オート株式会社
１　決定年月日　平成28年３月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第１０号
愛媛県上浮穴郡久万高原町東明神乙754番地の60
清算株式会社　久万総合開発株式会社
代表清算人　田村　信介
１　決定年月日　平成28年３月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
松山地方裁判所民事第１部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２７年（再）第１号
長野県松本市野溝木工２丁目７番50号
再生債務者　株式会社松本日栄
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式２万株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
３　減少する資本金の額　資本金1000万円全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
５　募集株式の数　普通株式１株
６　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金１万円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から１か月
８　増加する資本金の額　金１万円
９　増加する資本準備金の額　金１万円
平成28年２月29日　長野地方裁判所松本支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第３号
千葉県成田市並木町221番地134
再生債務者　片貝　正子
１　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年３月22日まで
４　一般異議申述期間　平成28年４月５日から平成28年４月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部